標準貨物軽自動車運送約款
（平成十五年国土交通省告示第百七十一号）

最終改正　平成二十九年　国土交通省告示第七百四十一号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等（第三条―第五十八条）
　第一節　通則（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み（第六条―第十六条）
　第三節　運賃及び料金（第十七条―第二十三条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第二十四条―第二十六条）
　第五節　荷造り（第二十七条―第三十一条）
　第六節　運送（第三十二条―第三十五条）
　第七節　運賃及び料金（第三十六条―第三十八条）
　第八節　雑則（第三十九条―第四十二条）
第三章　附帯業務（第四十三条―第四十五条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物軽自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する貨物軽自動車運送事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣行によります。

2　この約款の規定による明告をせず、又は同条第一項の規定による申込みをしないで、運送に適するように荷造りをしなければならない特約の申込みがあったときは、当店は、当該特約を拒絶することがあります。

（運送の優先）

第三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第四条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を算入した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の前条に定める運送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これをもって延着とします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第五条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について申込者が虚偽の明告をしたときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

3　当店は、第一項の場合において、貨物の種類及び性質について申込者が明告をしないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運送の際確認が不明な場合）

第六条　当店は、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による確認に応じないときは、その理由がなくなるまで、運送を引き受けないことがあります。

（運送の優先）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による確認に応じないとき。

三　種類及び性質が申込者の明告したところと異なるとき。

四　当店が、前項の規定により引受けを拒絶したとき。

五　その他当店の運送上支障があるとき。

（運送の際確認が不明な場合）

第八条　当店は、貨物に関し受取るべき運賃、料金等又は品代金の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

2　前項の支払を受けるために当店が締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払われなかったときは、当該貨物は、当店の営業所において、荷受人に対し、その旨を通知した日から起算して十四日を経過した日までに引き取るべき旨を通知します。

3　前項の期間内に貨物を引き取られないときは、当店は、その貨物を競売に付することがあります。

4　当店は、前項の規定により競売に付した貨物の売得金から、運賃、料金等及び競売に要した費用の全部又は一部を控除することがあります。

（荷造り）

第九条　荷受人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の数額等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し有害の影響を与えないと認め、かつ、荷送人等異議により運送の申込みがあったときは、その運送を引き受けることがあります。

（危険品）

第十条　当店は、法令の規定又は公衆の安全維持若しくは公衆衛生上危険があると認めた貨物の運送を拒絶することがあります。

（運送の条件）

第十一条　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送券及び荷札又は記名振印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事務のために運送契約をする事業主を含む。）が荷送人である場合であって、当店が支障がないと認めたときは、この限りではありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名及び個数

三　容積又は重量

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が前項の記載事項の全部の引渡しを受けた後、六箇月間荷送人との運送に関する帳簿を保存します。

（貨物引換証の発行）

第十二条　当店は、荷送人の請求により貨物引換証を発行する場合には、次の各号の貨物については、これを発行しません。

一　種類、数量及び危険品について法令の規定により運送の取扱いをすることができないもの

二　積載方法が特殊なもの

三　動物、植物、美術品その他破損しやすいもの

四　運送の引受けに当たり、特別の注意を要するもの

五　その他運送上特別の取扱いを必要とするもの

2　荷送人は、前項の貨物引換証の発行を請求しようとするときは、その旨を申し出なければなりません。

（貨物引換証の受戻及び発行）

第十三条　当店は、貨物引換証と引換えに貨物の引渡しをしたときは、これを受け戻します。

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項の規定により受け戻した貨物引換証を当店の営業所に提出して、その訂正又は再発行を請求することができます。

（貨物引換証の不発行）

第十四条　当店は、荷送人の請求があった場合であっても、貨物引換証を発行しないことがあります。

（貨物引換証の不発行の届出）

第十五条　荷送人は、前条の規定により貨物引換証の発行を受けないときは、その旨を当店に届け出なければなりません。

（貨物引換証の再発行）

第十六条　当店は、貨物引換証を発行した場合において、その貨物の引渡しをしないうちに、貨物引換証を喪失した旨の荷送人又は荷受人からの届出があったときは、その貨物の引渡しをしません。

2　前項の届出があったときは、当店は、荷送人又は荷受人に対し、相当の期間を定めて、その貨物引換証を提出すべき旨を通知します。

3　当店は、荷送人又は荷受人が前項の期間内に貨物引換証を提出しないときは、その貨物を荷送人又は荷受人に引き渡します。

4　当店は、前項の規定により貨物を引き渡したときは、その貨物引換証は、無効とします。

（運賃及び料金）

第十七条　運賃及び料金は、別表に定めるところにより、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について当店が指図をすることができます。

2　前項の指図をする荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4　指図書を提出しない場合において、当店が荷送人又は荷受人に対し相当の期間を定めて、その提出を催告したときは、その期間内に提出しないときは、その指図は、その効力を失います。

（指図に応じない場合）

第十八条　当店は、運送上の支障を生ずるおそれがあると認める場合には、前条一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（事故の際の措置）

第十九条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人又は荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　つき指図の求めがあったとき。

二　貨物の滅失、き損その他の事故が生じたとき。

2　当店は、前項の規定により指図をすることができないときは、荷送人又は荷受人の利益のため必要と認める処分をすることができます。

（事故等と運賃、料金）

第二十条　当店は、第二十七条又は第二十九条の規定により、運賃、料金等を減額し、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を定めます。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合において、当該貨物の滅失、き損又は延着が荷送人又は荷受人の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでありません。

2　前項の規定は、当該貨物の滅失、き損又は延着が荷送人又は荷受人の責めに帰すべき事由によるものであるかどうかについて争いがあるときは、適用しません。

（危険品等の処分）

第二十一条　当店は、第十五条の規定による明告及び明記をしなかった貨物の運送中、発火、発熱その他運送上危険があると認めるときは、荷送人の負担で、その貨物を破壊し、又は他の貨物に対し害を与えるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他適当な処分をすることができます。

2　前項の処分に関し、当店は、荷送人に対し、賠償の責任を負いません。

（事故証明書の発行）

第二十二条　当店は、荷物の全部滅失の際又は一部滅失、き損若しくは延着の際荷送人又は荷受人から請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2　当店は、貨物の一部滅失、き損又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日時に限り、その証明書を発行します。

3　第一項の証明書の発行は、貨物の引渡しをしたときから一年を経過したときは、これをすることができません。

（運賃及び料金）

第二十三条　運賃及び料金は、その適用方法、当店が別に定める料金表により、その貨物の重量、容積又は価額を基礎として計算します。

2　個人を対象とした運賃及び料金表については、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃）

第二十四条　料金等の収受の時期）

第二十三条の二　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等の全額を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の額確定後荷送人に対し、その過不足を直ちに戻し、又は徴収します。

3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることができます。

（運賃等の記載の不完全等の責任）

第二十四条　当店は、運送券若しくは貨物引換証の記載又は荷送人の申告が不完全又は不正確であったために生じた損害について、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（金貨）

第二十五条　荷送人は、当店の承諾を得ないで、貨幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、貴金属（白金、金及び銀の合金を含む。）、宝玉、宝石、象牙、つば、鼈甲、イリジウム、タングステンその他の稀金属（金の合金を含む。）、珠玉その他の宝石の類、美術品その他の高価品を運送することを申込むことができません。

（高価品及び貴重品）

第二十六条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、貴金属（白金、金及び銀の合金を含む。）、宝玉、宝石、象牙、つば、鼈甲、イリジウム、タングステンその他の稀金属（金の合金を含む。）、珠玉その他の宝石の類、美術品その他の高価品で重量一キログラム当たりの価格が二万円以上のもの

二　前号に掲げるもののほか、貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書の性質を有するもの

三　前二号に掲げるもののほか、骨董品及び古美術品で重量一キログラム当たりの価格が二万円以上のもの

（高価品及び貴重品の運送）

第二十七条　荷送人は、高価品又は貴重品を運送しようとするときは、荷造りをした上、その荷造りの外部から容易に内容を検査することができる状態で、当店に対し、その旨を明告しなければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定による明告をしないときは、その高価品又は貴重品について、運賃、料金等及び荷造りに関する特別の定めをすることがあります。

（運送の際確認）

第二十八条　当店は、荷送人が前条第一項の規定による明告をしないときは、その高価品又は貴重品について、運賃、料金等及び荷造りに関する特別の定めをすることがあります。

（運賃等の支払）

第二十九条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店の承諾を得て、荷受人に運賃、料金等の全額又は一部を支払わせることができます。

3　荷受人は、貨物の全部又は一部の引渡しを受けたときは、荷送人が支払うべき運賃、料金等の全額又は一部を当店に支払わなければなりません。

（運賃等の支払）

第三十条　当店は、荷送人又は荷受人が運賃、料金等の支払をしないときは、その貨物を留置することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を留置したときは、荷送人又は荷受人に対し、相当の期間を定めて、その支払を催告します。

3　当店は、前項の期間内に運賃、料金等の支払がないときは、その貨物を競売に付することがあります。

4　当店は、前項の規定により競売に付した貨物の売得金から、運賃、料金等及び競売に要した費用の全部又は一部を控除することがあります。

（運賃等の支払）

第三十一条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十二条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十三条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十四条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十五条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十六条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十七条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十八条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第三十九条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十一条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十二条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十三条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十四条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十五条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十六条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十七条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十八条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第四十九条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十一条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十二条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十三条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十四条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十五条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十六条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十七条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

（運賃等の支払）

第五十八条　荷送人は、当店の請求があったときは、運賃、料金等の全額を支払わなければなりません。

2　荷送人は、当店が別に定める料金表により、運賃、料金等の全額を支払うことができます。

第二章　運送業務等

（荷受人の指図）

第三十一条　荷送人は、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分について当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項の指図をする荷送人の権利は、貨物が到達地に達した後荷受人がその引渡しを請求したときは、消滅します。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

4　指図書を提出しない場合において、当店が荷送人又は荷受人に対し相当の期間を定めて、その提出を催告したときは、その期間内に提出しないときは、その指図は、その効力を失います。

（指図に応じない場合）

第三十八条　当店は、運送上の支障を生ずるおそれがあると認める場合には、前条一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（事故の際の措置）

第三十九条　当店は、次の場合には、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

一　つき指図の求めがあったとき。

二　貨物の滅失、き損その他の事故が生じたとき。

2　当店は、前項の規定により指図をすることができないときは、荷送人又は荷受人の利益のため必要と認める処分をすることができます。

（事故等と運賃、料金）

第四十条　当店は、第二十七条又は第二十九条の規定により、運賃、料金等を減額し、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を定めます。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを返還します。

2　前項の規定は、当該貨物の滅失、き損又は延着が荷送人又は荷受人の責めに帰すべき事由によるものであるかどうかについて争いがあるときは、適用しません。

（引渡期間）

第四十一条　貨物の引渡期間は、次の日数を算入した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め一日

二　輸送期間　運賃及び料金の前条に定める運送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがなかったときは、これをもって延着とします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第四十二条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について申込者が虚偽の明告をしたときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

3　当店は、第一項の場合において、貨物の種類及び性質について申込者が明告をしないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運送の際確認が不明な場合）

第四十三条　当店は、前条第一項の規定による明告をせず、又は同条第二項の規定による確認に応じないときは、その理由がなくなるまで、運送を引き受けないことがあります。

（運送の優先）

第四十四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第四十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第四十六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第四十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第四十八条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第四十九条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十一条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十二条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十三条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十五条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十七条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

（運送の優先）

第五十八条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が相当の事由があると認める場合は、この限りでありません。

第三章　附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

第五十九条　当店は、品代金の取立て、荷造り、仕分、保管、検収及び検品、機材持ち及び緩持ち、積込み及び取卸し、ラベル貼り、荷造り用品の販売その他の貨物軽自動車運送事業者の行う運送に関する附帯業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けます。

2　当店は、前項の附帯業務について、別段の定めがある場合を除き、附帯業務料を収受します。

（品代金の取立て）

第六十条　当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、遅滞なく、その品代金の取立てに必要な手続をします。

2　当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、その品代金の取立てに関し、荷送人から当該貨物の引渡しを請求されたときは、荷送人の指図がない限り、これに応じません。

（代保）

第六十一条　運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が家畜その他運送保険の締結に関する事項は、店頭に掲示します。

（荷造り）

第六十二条　当店は、荷送人の請求があったときは、荷造りをします。

2　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第六十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第七十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第八十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第九十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百二十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百三十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十五条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十六条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十七条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十八条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百四十九条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十一条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十二条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十三条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十四条　当店は、荷造りをしたときは、荷造りの費用の額を荷送人に通知します。

（荷造りの費用）

第百五十五条　当店は、荷造りをしたとき